

川崎市証明健企第5号
令和7年11月17日

社会福祉法人川崎いのちの電話
理事長 張 賢徳 様

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。
本証明書に係る有効期間は、次のとおりです。

(有効期間)

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで

川崎市長 福田 紀彦

